

平成 29 年度 仙台市水防計画（案）について

1. 主な修正事項

(1) 河川氾濫に係る避難勧告等の発令に関する事項

内閣府より示された「避難勧告等に関するガイドライン」等を踏まえ、以下の修正を行う。

- ① 避難に要する時間の短縮、浸透・侵食に関する監視の強化を前提とし、洪水予報河川及び水位周知河川の避難勧告等の発令基準となる水位の見直しを行う。
- ② 各地域において大雨時の避難計画の検討や避難先となる避難所の選定が進んできたことから、地域団体が初動で開設しないという意向を有し、一定の条件を満たす避難所については、初動から開設する指定避難所から除外する。

【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 3 章	15	《参考：水位及び指定河川洪水予報等の関係》	6
第 11 章	第 2	避難情報の発令基準	25
	第 3	氾濫危険水位等一覧	26
	第 4	避難情報の発令範囲及び開設避難所	28-29

(2) 水位周知河川及び水防警報河川の追加

水位周知河川及び水防警報を行う河川に、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所により指定された笹川を追加する。

【修正該当箇所】

章	項目	該当箇所	頁
第 9 章	第 1	量水票等観測者及び通報先	18
第 10 章	第 2	洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報	21
	第 3	水防警報	21-24
第 11 章	第 3	氾濫危険水位等一覧	26